

身体に障害をお持ちの方の

結婚相談のご案内

お気軽にご相談ください



公益社団法人群馬県身体障害者福祉団体連合会
結 婚 相 談 所

〒371-0843

前橋市新前橋町13-12

群馬県社会福祉総合センター1階

電話 027-255-6274 FAX 027-255-6275

✉ gunmakenshinren1@xp.wind.jp



結婚相談事業

身体に障害をお持ちの方が、良き配偶者に恵まれ、幸せな家庭生活を営むことができるよう、結婚に関する相談に応じ、出会いの機会を提供しています。

事業の内容

- ・結婚や日常生活に関する各種相談
- ・交際相手の紹介
- ・交流会の開催（年1～2回）
- ・関東近県の該当者との交流会の案内

相談日時

月～金曜日 午前10時～午後4時

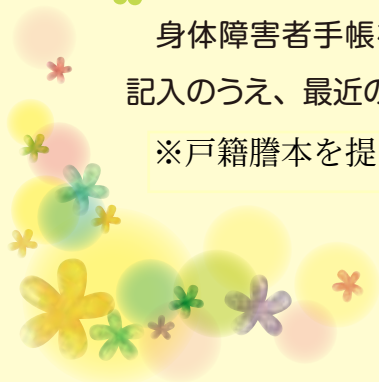
（休日及び年末年始を除く）

来所する際は、事前に必ず電話等で予約をしてください。

登録の申し込み

身体障害者手帳を持参し、所定の登録カードに必要事項を記入のうえ、最近の写真2枚を添えて申し込んでください。

※戸籍謄本を提出していただきます。



登録対象者

群馬県内に居住する身体に障害をお持ちの方を原則とします。

紹介・交際

- ・登録カードの中に、交際希望者がいた場合は、相談員が相手の意思を確認し、お二人の都合の良い日時に相談所で会っていただきます。結果については、1週間以内にそれぞれが相談員に連絡してください。
- ・紹介後の交際は、お互いを尊重し、社会人としての自覚と責任を持って行ってください。
- ・交際状況を月に1度はお知らせください。
- ・結婚に必要な調査については、各自の責任において行ってください。

婚 約

当事者並びにご両家の合意が得られて婚約が成立した場合は、速やかに相談員に連絡してください。

結婚記念品を贈呈いたします。

費 用

相談費用は無料ですが、交流会等の参加費は自己負担となります。

注意事項

- ・この事業は、すべての内容を秘密厳守とします。登録者も、紹介された相手の情報等について秘密を厳守してください。
- ・登録後、登録内容等に変更があった場合は、速やかに連絡をしてください。
- ・登録者や関係者に迷惑をかけたり、相談員の指示に反する行為があったときは、登録を取り消すことがあります。

群馬県社会福祉総合センター案内図



交通

☆JR 利用の場合：新前橋駅から徒歩 5 分

☆前橋駅、高崎駅方面からバス利用の場合：

群馬中央バス、上信電鉄バス 滝川橋停留所下車徒歩 1 分